

公益財団法人岡山県スポーツ協会 晴れの国トップアスリート派遣事業実施要項

1 趣旨

競技力の向上と地域スポーツの振興を図るため、岡山県内に活動拠点を置き地域に密着して活動し、日本のトップリーグ等で活躍しているチーム、晴れの国おかやま国体以降の国民体育大会で入賞した選手及び指導者、又は岡山県スポーツリーダー（以下「トップアスリート等」という。）を、市町村や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、学校等へ予算の範囲内で派遣する。

また、優れたスポーツ選手が有する能力や経験を幅広く社会の各分野で活かし、夢を持つことの大切さ、スポーツに親しむきっかけづくりや習慣を身につけることを目的に、ふれあい授業や講話などによる地域ふれあい交流を実施する。

2 派遣するトップアスリート等

（1）日本のトップリーグ等で活躍しているチーム

岡山シーガルズ、岡山湯郷Belle、平林金属ソフトボール部、
ファジアーノ岡山スポーツクラブ、吉備国際大学シャルム岡山高梁
岡山リベッツ、トライフル岡山、倉敷アブレイズ

（2）晴れの国おかやま国体以降の国民体育大会で入賞した選手と指導者 国体41競技団体

（3）岡山県スポーツリーダー

競技団体から推薦のあった公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者等
で、岡山県スポーツリーダーバンクに登録している者

3 派遣内容

①申請者は、市町村、市町村教育委員会、市町村体育（スポーツ）協会、総合型地
域スポーツクラブ、スポーツ少年団、学校等とする。

②参加者は、岡山県民を対象としたものとする。

③1回あたりの指導時間は、2時間程度とする。

④営利を目的としない事業とする。

（1）技術指導事業

①派遣するトップアスリート等は、1回あたり1名以上8名以内とし、同一のト
ップアスリート等の派遣は、4回を限度とする。（参加者に対する派遣者の目
安は10人に1～3人程度とする）

②申請者は、事業実施決定後、派遣者と詳細について打合せを行い、当日は派遣
者紹介を必ず行うこととする。

（2）地域交流事業

①派遣するトップアスリートは、岡山シーガルズ、岡山湯郷Belle、平林金属ソ
フトボール部、ファジアーノ岡山スポーツクラブ、とし、1回あたり4名以内
とする。

②本事業に申請できるのは1回のみとする。

③申請者は、事業実施決定後、派遣者と詳細について打合せを行い、当日は派遣
者紹介を必ず行うこととする。

(3) 期間

トップアスリート等の派遣期間は、毎年度4月10日から3月10日までとする。

(4) 経費

事業に要する経費は、トップアスリート等の派遣経費を除き、申請者で措置するものとする。

(5) 申請・報告等

①申請者は、原則として1ヶ月前までに申請書（別紙様式1）捺印のうえ、郵送にて公益財団法人岡山県スポーツ協会に提出する。（FAX・メール不可）

（申請書1枚につき、4回の派遣が可能）

②派遣依頼申込みを受けた団体は、公益財団法人岡山県スポーツ協会の承認を受けている範囲内でトップアスリート等の派遣調整を行い、派遣の可否を開催希望日の1週間前までに申請者に通知する。

③申請者は、各事業終了後10日以内に実施報告書（別紙様式2）を公益財団法人岡山県スポーツ協会に提出する。

~~※報告書の提出が期限内に無い場合は、申請者に費用負担をしていただきます。~~

④実施報告書は事業1回につき1枚の提出とする。

（1枚の報告書で複数回の報告は原則認めない）

⑤チーム又は競技団体は、事業終了後、請求書（別紙様式3-1、様式3-2）を公益財団法人岡山県スポーツ協会に提出する。

(6) その他

①申請者は、「晴れの国トップアスリート派遣事業」である旨をプログラム等の配布物、看板等に必ず明記すること。

②1回当たりの参加者は10名以上とすること。

③申請者は、事業実施に係る監督者を定め、十分な係員を配置して、必要な安全対策を行うとともに参加者に対する傷害保険に加入すること。

④天候不良の場合（台風接近等）、事業の中止を依頼する場合があります。

⑤報告書提出時に必要な写真を必ず撮影すること。

⑥他の派遣事業との併用はできません。

⑦日本のトップリーグ等で活躍しているチームの派遣を希望する申請団体はチームの都合上、連絡が希望日の2~3週間前となる場合がございます。

⑧申請書及び報告書様式は毎年度変更となります。必ず当該年度の様式を使用してください。当該年度以外の様式を使用した場合は申請受理いたしません。

附 則

1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要項は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

3 この要項は、平成25年4月1日から施行する。

4 この要項は、平成27年4月1日から施行する。

5 この要項は、平成29年4月1日から施行する。

6 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

7 この要項は、令和2年4月1日から施行する。

8 この要項は、令和5年4月1日から施行する。